

府職労公式LINEアカウント
お友達追加してね



府職の友

FUSYOKU NO TOMO

2084号 2018年11月14日

発行所/大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人/有田 洋明
編集人/小松 康則
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

予算・職員の削減 職員犠牲では 住民の安全・安心は守れない

回答数 1,076

本庁(大手前)	本庁(咲洲)	出先機関
302	171	603
28.1%	15.9%	56.0%

知事の公用車喫煙問題に抗議、 「禁煙通達」の撤回を申し入れ

10月29日、府職労は松井知事に対し、公用車での喫煙問題に対し抗議するとともに、あらためて「禁煙通達」の撤回を求めました。

松井知事は、7月5日に職員の喫煙問題を問題視し、勤務時間中の禁煙の徹底を通達しました。その直後に自らが府議会休憩中に公用車で喫煙していたことが明らかになり、職場から批判の声があがっています。

松井知事の「公用車喫煙問題」に厳しく抗議するとともに、あらためて「喫煙禁止の徹底(通達)」の撤回を求める申し入れ

10月2日の府議会休憩中に松井知事が府庁周辺を公用車で6分間巡回して喫煙したことが発覚し、11日の府議会でも公用車喫煙を問題視されました。

これに対し、松井知事は「知事も気分転換は必要」などと述べ、これからも公用車での喫煙を続けると開き直っています。

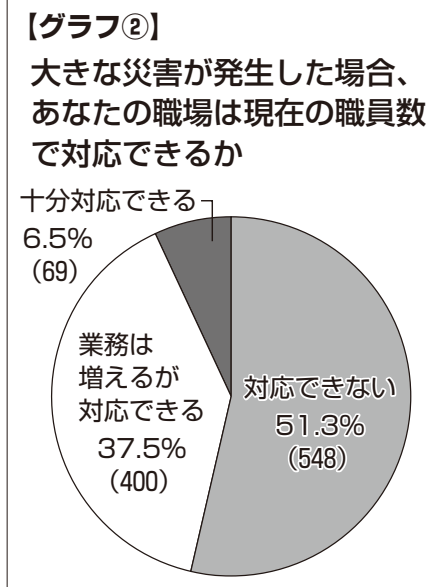
松井知事は、7月5日、職員に対し、職務専念義務違反の防止を徹底するとして「①勤務時間中に喫煙しないこと、②勤務時間の内外にかかわらず、庁舎敷地内では喫煙しないこと」を通達したところですが。

職員に対して、勤務時間中のすべての喫煙と庁舎敷地内での喫煙を禁止するという徹底した厳しい通達を出す一方で、自らは「特別職」ということを理由に開き直るなど、知事として許されることではありません。

府職労は、あらためて、職員の管理強化につながるおそれのある「勤務時間中における喫煙禁止の徹底について(通達)」を撤回するとともに、本庁・出先を問わず、喫煙スペースの整備や分煙の徹底を行うよう申し入れます。

アンケート結果では、回答者の約4割が今回の災害等によって時間外勤務が増加したと答えています(グラフ①)。また一今後、大きな災害が発生した場合、現在の職員数で対応できるかの問いには、半数以上が「対応できない」と答えてお

大阪北部地震が出勤時間帯に発生し、台風21号が勤務時間中に直撃したこともあり、交通途絶や職員の安全確保も大きな問題となりました。危険回避・交通途絶回避のための特別休暇も認められましたが、十分な周知がされず、年休・夏期休業等の対応を強いられた職員や運転取りやめ時間に間に合わずに、帰



災害等で時間外勤務増、
いまの職員数では
十分に対応できない

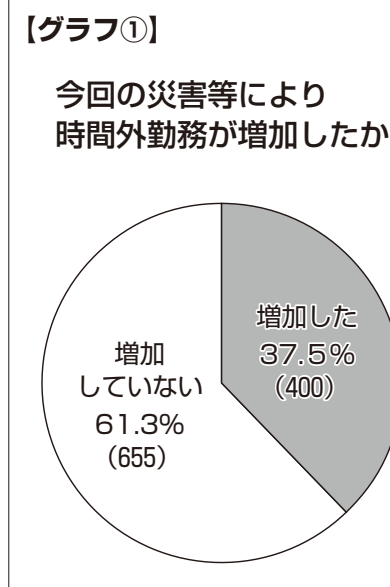
「できない」との考え方を示していますが、現状では平常時であっても、恒常的に時間外勤務が発生

なぜ交通費すら出ない?
自己犠牲を強いるな!

大阪北部地震や西日本集中豪雨、台風21号など、災害が多発すると、府職労は「災害時対応にかかる要求集約緊急アンケート」を取り組みました。緊急の取り組みでしたが1000を超える回答が寄せられました。職員のみならず寄せられた職場実態や意見をもとに要求を明らかにし、労働条件の改善、災害に強い組織・大阪の実現をめざし、取り組みをすすめます。

しており、職員は100%以上の力と時間を費やさなければならぬ状態におかれています。こんな状態が続けば、災害時にまともに対応できないのは当然です。

府職労は、災害時にも職員が住民の安全・安心を確保するため、全力で奮闘できる職員体制の確保をめざします。



予算と職員増やしてキャンペーン
アンケート結果速報

遊歩道

主要な幹線道路を車で走っていると、ほとんどパチンコ店の目立つ看板が目に入る。2017年の調査において、世界のギャンブル機の60%を日本のパチンコとスロット台が占めるという結果が示すとおり、誰でも日常のすぐ近くでギャンブルと接する機会があるのだ。ギャンブル依存症と聞くと賭け事にとっぴりはまった「遊び人」や「博徒」「ダメ人間」などのイメージを持っている人が多い。この世間の間違ったイメージと偏見が、まさか普通のサラリーマンであるうちの夫や妻、娘や息子がギャンブル依存症のわけがない、と疾患としての依存症の認識を遅らせる。しかし実際は、日本のギャンブル依存症者は320万人といわれ約20人に1人の割合となっている。最初は娯楽、ストレス解消のつもりで始めても気がつけば後戻りできなくなる可能性が誰にでもあるのだ。今年7月、ギャンブル等依存症対策基本法が成立した一方、特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)も成立した。法整備が着々とすすめられるなかで、ギャンブルがより身近なものになってしまわないか、今後の動きに注目していく必要がある。(ウ)